

厚生労働省発職高 0523 第 1 号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「障害者雇用率等について（案）」について、貴会の意見を求める。

平成 24 年 5 月 23 日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

障害者雇用率等について(案)

第一 障害者雇用率について(政令改正)

一 民間事業主については、百分の二(現行 百分の一・八)にすること。

二 国及び地方公共団体並びに特殊法人(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第二に掲げる法人をいう。)については、百分の二・三(現行 百分の二・一)、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会については、百分の二・二(現行 百分の二)にすること。

第二 障害者雇用納付金等の額について

障害者雇用調整金の単価(単位調整額)、障害者雇用納付金の単価(調整基礎額)及び報奨金の単価については、それぞれ現行のとおりとすること。

第三 施行期日について

平成二十五年四月一日から施行すること。